

Dプロニュース

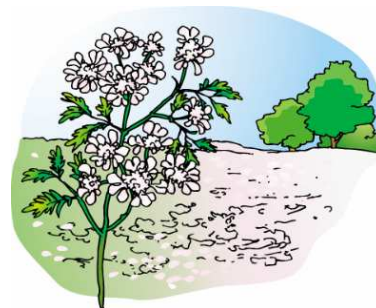
ご連絡先: 〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 6F

TEL:045-226-5482 FAX:045-226-5483

E-Mail:info@d-produce.com

HP:<http://www.d-produce.com>



「中高年齢者の転職・再就職調査」 にみる転職者の意識

◆中高年齢者の転職・再就職調査

45～74 歳の中高年齢者を対象とした転職・再就職に関する実態、意識などについての調査（中高年齢者の転職・再就職調査）が行われ、その結果が独立行政法人労働政策研究・研修機構より公表されています。

平成 25 年 4 月より 65 歳までの継続雇用が義務化されているところですが、離・転職する中高年齢者の実態が垣間見える内容になっています。

◆調査の概要

調査対象は 6,000 人（45 歳～74 歳までを男女別、年齢 5 歳区切りに各 500 人）で、有効回収率は 89.3%でした（調査機関：株式会社インテージリサーチ）。

男女とも、調査対象者の約 6 割が転職経験を持っており、転職経験者の平均転職回数は、男性が 2.4 回、女性が 2.7 回となっています。

転職に際して利用した機関・サービスについての回答（複数回答）では、「縁故」約 4 割、「求人情報誌等」3 割強、「ハローワーク」3 割弱などとなっています。

◆転職者の希望等

転職先の選定理由については「仕事の内容に興味があった」や「能力・個性・資格を生かせる」等は男女でそれほど違いがありませんで

したが、男性に少なく、女性で目立って多いのは「通勤が便利」「労働時間、休日等の労働条件が良い」の項目でした。

転職を希望しながら実際には転職しなかった人が挙げた理由（複数回答）は、男女ともに最も多いのは「新しい環境に不安だったから」（約 4 割）となっています。

◆雇用形態に関する希望、雇用率

今後の転職で希望する雇用形態は 60 歳未満の男性は約 6 割が「正社員」を希望している一方、男性の 60 歳以降では 3～4 割程度、女性全体では 6 割程度が「パート・アルバイト」を希望しています。

また、「55～59 歳」「60～64 歳」での転職者の場合、就業率は 30%強程度ですが、雇用率は「60～64 歳」では転職経験のない人の 3 倍（31.8%）に達しています

◆60 歳以上での転職の満足要因

60 歳以上での転職では、自分の興味等に合った仕事を選ぶことが満足度を高めるようです。

転職の満足度の規定要因としては、60 歳未満では「賃金の低下」が主要因ですが、60 歳以上では賃金の低下による影響は見られず、「自分の興味、能力、個性、資格等に合った仕事を選ぶ」ことが満足度を高める要因となっています。

4月から「雇用・労働」「社会保険」はこう変わる！

◆雇用保険料率が引下げに

雇用保険料率(失業等給付)は、労働者負担・事業主負担とも1/1000ずつ引き下げられました。また、雇用保険二事業の保険料率も0.5/1000引き下げられました。

これにより、一般の事業の雇用保険料率は11/1000(労働者負担4/1000+事業主負担7/1000)となります(平成27年度は13.5/1000)。

◆障害者に対する差別が禁止されます

すべての事業主を対象に、募集・採用、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、障害者に対する差別が禁止されました。

また、障害者一人ひとりの状態や職場の状況などに応じて合理的配慮の提供が求められることとなりました(ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りではありません)。

◆女性の活躍推進に向けた計画の策定・届出が必要に

常時雇用する労働者の数が301人以上の一般事業主は、女性の活躍推進に向けた一般行動計画の策定・届出や情報公表等が義務付けられました。

常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主は、努力義務となっています。

◆介護(補償)給付の最高限度額および最低保障額が引上げに

労災保険法に基づく介護(補償)給付の最高限度額及び最低保障額が次のように変更となりました。

- ・最高限度額:介護を要する程度による区分に応じて→月額104,950円(+380円)、52,480円(+190円)
- ・最低保障額:介護を要する程度による区分に

応じて→月額57,030円(+240円)、28,520円(+120円)。

◆健康保険の標準報酬月額が変更されました

健康保険の標準報酬月額の上限が、47等級(121万円)から50等級(標準報酬月額139万円。報酬月額1,355,000円以上)に引き上げられました。

併せて、標準賞与額の年間上限が540万円から573万円に引き上げられました。

◆平成28年度の年金額は据え置き

平成28年度の老齢基礎年金は、昨年度から据え置き、満額月65,008円となります。

平成28年度の国民年金保険料額は月16,260円(平成27年度15,590円)です。

「サイバー攻撃」の増加と企業の情報セキュリティ対策

◆サイバー攻撃認知企業が増加

企業や官公庁を標的に重要情報を不正入手する「サイバー攻撃」が増加しており、ニュース等でも度々取り上げられています。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)と株式会社アイ・ティ・アール(ITR)が共同で実施した「企業IT利活用動向調査2016」(672社のIT/情報セキュリティ責任者を対象)の結果でも、「過去1年間に経験した情報セキュリティ・インシデントの種類」の中で、「標的型のサイバー攻撃」を認知した企業の割合が前年比1.8ポイント増の9.5%となったそうです。

また、サイバー攻撃のきっかけともなる「外部からのなりすましメールの受信」は、前年から3ポイント近く増加し8.3%となっています。

◆リスクを重視する企業も増加

近年はサイバー攻撃も手口が巧妙・複雑化してきており、企業にとっても対応策の強化が課題となってきています。

上記調査では、標的型サイバー攻撃について「最優先で対応が求められている」と回答した企

業が23.7%に上り、過去3回の調査で最多となったそうです。

また、「セキュリティ課題の中でも優先度が高い状況である」と回答した企業も含めると、5割以上の企業が標的型サイバー攻撃のリスクを優先度の高い課題であるとしていることがわかりました。

昨今、企業にとっては無視できないリスクであると認識されてきているようです。

◆中小企業でも具体的な対策が必要に

上記調査では2016年度(2016年4月～2017年3月)に向けたセキュリティ関連支出の増減見込みを尋ねたところ、過去2回の調査と比べて「コンプライアンス関連支出」に明らかな伸びが確認されたそうです。

マイナンバー法の施行に続き、昨年9月には改正個人情報保護法も成立しており、企業はサイバー攻撃への対応を始めとしたセキュリティ関連の対策が強く求められてきているところであり、その関心も高まっていることがわかります。

中小企業では、現在「情報セキュリティ対策の担当者がいない」「情報セキュリティに関する相談窓口がない」「情報セキュリティ教育・研修を実施していない」という企業も多い状況です。

今後は、中小企業でも具体的な計画の下に対策を実施していく必要が出てくるでしょう。

- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)＜雇入れ・離職の翌月末日＞[公共職業安定所]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞[労働基準監督署]

31日

- 軽自動車税の納付[市区町村]
- 自動車税の納付[都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)＜雇入れ・離職の翌月末日＞[公共職業安定所]

5月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

2日

- 預金管理状況報告の提出[労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出＜休業4日未満、1月～3月分＞[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]